

2016(平成28)年度 法学既修者入学試験問題(8月試験)

## 商 法

(90分, 総点100点)

**試験開始の指示があるまで開かないこと**

### 注意

1. 問題冊子は, 表紙及び余白を含めて4ページで, 問題は1問ある。
2. 解答用紙は2枚配布する。解答は解答用紙に記入し, 解答の末尾には, 「以上」と明記すること。また, 用紙が不足した場合には, 追加の用紙を配布するので, 挙手して監督者に知らせること。
3. 下書き用紙として, 白紙を1枚配布する。ただし, 下書き用紙の提出は認めないので, 必ず解答用紙に清書して提出すること。
4. 解答用紙への受験番号, 氏名記入は, 監督者の指示によること。また, 「管理番号」欄は, 大学側が使用するので受験生は記入しないこと。
5. 問題の内容に関する質問には, 応じない。
6. 試験時間内の退場はできない。なお, 試験中の発病等やむを得ない場合には, 挙手により監督者に知らせ, その指示に従うこと。
7. 試験終了後は, 監督者の指示があるまで, 各自の席で待機すること。
8. 問題冊子及び下書き用紙は, 各自で持ち帰ること。

〔問題〕

P株式会社（総資産額15億円，資本金5億円，年商2億円）は，取締役会設置会社であり，代表取締役はAである。Q株式会社はP社の完全子会社であり，代表取締役はBである。Q社の発行株式の帳簿価額は4億円であるが，財務状況が極度に悪化していた。平成27年3月1日，BはQ社を代表してR銀行から2億円を借り入れたが，平成27年5月1日，R銀行はP社に対してQ社の借入金債務について保証することを求めたため，AはP社を代表してQ社の救済を目的としてR銀行との間に保証契約を締結した。なお，Aは完全子会社たるQ社の取締役を兼任してはいない。

その後，Q社が返済期日である平成27年6月1日を過ぎてもR銀行へ借入金の返済をしなかったため，R銀行はP社に対して返済を請求することとした。

以上の状況のもとで，以下の（1）及び（2）に答えなさい。なお，（1）（2）はそれぞれ独立した問題とする。

（1）P社では，本件保証契約の締結について取締役会を開催していなかったが，R銀行はP社取締役会による本件保証についての決定があったかどうかについてAに確認しておらず，P社の取締役会議事録等の徴求はしなかった。R銀行によるP社に対する返済の請求は認められるか，検討しなさい。（50点）

（2）P社では，本件保証契約の締結につき取締役会（構成員はA，C，D）が開催され，Aから本件保証を行う理由（Q社がP社の完全子会社であり財務状況が極度に悪化していたこと）について説明があった後に議論が交わされ，結果として全員一致で取締役会決議による保証契約締結の決定がなされていた。そこでP社はR銀行に対して2億円を支払った。しかし，平成26年9月よりP社の発行済株式の5%を保有する株主であったEはP社の資産が減少したことに納得がいかず，A・C・DのP社に対する責任を追及しようと考えた。このとき，Eがとりうる手段について検討し，Eの主張が認められるかどうか検討しなさい。（50点）

余白

余白